

平成29年度事業計画（地域班）

～事業推進にあたって～

人口減少による少子高齢化の進行と単身世帯の増加、景気の低迷による貧困問題などを背景とした高齢者、障がい者をはじめ誰にでも生活の深刻な問題が起こる状態となり、福祉ニーズはますます複雑・多様化しています。

一方、人々の様々なライフスタイルや価値観の多様化、近隣との結びつきや地域社会とのつながりの希薄化、個人情報への配慮などにより、人々の暮らしの基盤である「地域社会の環境」は大きく変化し、これまでの公的福祉サービスだけでは地域の支援対応が難しくなり、個々の事例に対応していくには、地域における助け合い・支え合いの仕組みを再構築することが求められています。

こうした現状を踏まえ、本会としては住民主体の理念に基づき、様々な社会資源とのネットワークを活用し、地域の方々との協働を通じ、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指し、みんなで考え、話し合い、協力して地域福祉向上と増進に努めていきます。

～事業内容～

1. 地区社協による地域での見守り・支え合い活動の推進

地域の中で支援を要する人は、ひとり暮らし高齢者だけではなく、障がい者とその家族、母子父子家庭、子育て中の家庭など、多様化しており、地域の中でどう支えていくかが大きな問題になっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すには、地域の中にあるさまざまな生活課題や困っている方のSOSを早期に把握し、解決できる体制づくりが大切です。

そこで、もういちど、住民同士が隣近所で見守り・支え合える地域にするため、地区社協組織を中心として、区役員・民生委員児童委員・介護予防推進員・盛人クラブ・ボランティアなどの方々から横のつながりを作っていただき、その輪を地区全体に広めていただくように進めていきます。

【取組内容】

（1）地区社協設置地区について

- ①地区社協活動の大きな柱でもあります、見守り・支え合い活動について、多くの地域住民の方が参加できるように、地区懇談会や研修会を通じて地区長・班長・各種団体などへご協力いただけるように説明を行います。
- ②地区社協の活動状況や課題の把握に努めるため、懇談会を通じて意見交換を行います。また、その中で把握した、地域や住民が抱えている様々な問題に対して、地域の方々と協力して解決に取り組みます。
- ③地区社協の活動として、定例会又は研修会を地域で開催できるよう支援します。
- ④地縁組織・団体だけではなく、あらゆる関係機関団体（医療・教育関係・福祉団体・ボランティア・行政関係など）が主催する会議や研修会の中で、地区社協の活動を理解していただくための説明を行います。

(2) 高齢化や過疎により地区社協設置の困難な地区について

①社協主催の出前サロンや意見交換会を開催し、住民同士が連絡・連携を取れる仕組みを維持していけるように支援を行います。

②出前サロンや出張相談・意見交換会などを通じて、情報提供を行い、地区の要望や課題を解決したり、関係機関へつなぐ活動を行います。

(3) 区長・民生委員児童委員と介護予防推進員との合同研修会の開催

①地区社協活動を推進するうえで、まず、区長・民生委員児童委員・介護予防推進員の三者の連携強化は欠かせません。この連携強化を図るために、4日間にわたり、三者の合同研修会を開催します。

2. 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の活動推進

◆生活支援コーディネーター設置の背景

介護保険制度の見直しの中で、国は増加する介護に関する予算を少しでも削減したいという狙いで、介護保険制度の見直しを行いました。その見直しの中で、新たに制度設計された仕組みの一つが、この生活支援コーディネーターの設置ということです。高齢者の方が、健康で地域で生活するためにはいろいろな課題の改善が必要となります。日常生活の維持に必要な買い物や掃除・外出支援、高齢者が生きがいをもって参加できる活動がこれまで以上に必要となり、お互いに支え合う多様な支え合いの活動の充実が不可欠となります。このような、高齢者が抱える課題をすこしでも解決する仕組みづくりを行政関係機関と協力して整備することを目的として、生活支援コーディネーターの設置が行われました。

◆生活支援コーディネーターの役割

役 割	①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題・課題等の提起 ②多様な主体への協力依頼（働きかけ） ③関係者とのネットワーク化の推進 （連携の体制づくり、情報共有など） ④生活支援の担い手の養成、地域に不足するサービスの開発 ⑤地域の支援ニーズ（課題）とサービス提供主体とのマッチング
配置状況	津久見市社協の地域班5名
27年度の 取り組み	○高齢者の生活課題把握と分析、市内社会資源の把握 ①地区懇談会 ②市内要支援1・2の方のサービスプラン分析 ③社会資源の把握（サロンマップ・体操教室の把握・移動販売の把握）
28年度の 取り組み	○企業等の見守りネットワークの構築 ○介護支援事業所より民生委員への情報提供（入退院等）システム

【取組内容】

(1) 29年度の生活支援コーディネーターの取り組み

①従来の介護保険サービスでは賅えない、高齢者が抱える日常の様々な困りごとに対応する新たなサービスを構築

3. 津久見市社協のホームページ・フェイスブックの運用

【取組内容】

多くの市民の皆さんが、地域福祉に対する理解を深められるように、地区社協、ボランティア・民生委員児童委員などの活動をホームページやフェイスブックを利用し積極的に発信していきます。

4. 「津久見市保健福祉ゾーン構想」の推進に伴う総合相談窓口の充実

津久見市の保健福祉ゾーン構想の一翼を担い、保健福祉の相談窓口の一元化を推進します。

【取組内容】

(1) 総合相談窓口の充実（地域班・包括・竹とんぼ）

総合相談窓口（24時間対応）として充実を図るため、職員の資質向上のための研修会・ケース会議への積極的な参加を進めます。

また、相談窓口を共有する長寿支援課と連携を密にし、市民サービスの向上を図ります。

津久見市社会福祉協議会	(代)	82-5000	} 24時間対応
包括支援センター社協		82-4124	
障がい者相談支援事業所竹とんぼ		82-1888	

(2) 専門相談日の充実

年々、複雑多様化する、市民の方々からの相談に対処するため、専門相談日を設置し、ニーズに即した相談体制の充実を図ります。

○法テラスの弁護士による相談	…	第1・3木曜日	14時～16時
○鳥越弁護士による相談	…	第4木曜日	14時～15時30分
○大村司法書士による相談	…	第2木曜日	13時～16時
○年金相談	…	偶数月の第4火曜日	10時～15時
○心配ごと相談（民生委員）	…	第3火曜日	13時30分～15時
○大分県行政書士会による相談	…	第3月曜日	13時～15時

5. 市民ふれあい交流センターの運営

【取組内容】

市民ふれあい交流センターは、地域福祉活動の拠点として様々な事業に活用していきます。

(1) 地区社協・ふれあいサロンの交流拠点

- ①地区社協活動に関する研修会やふれあいサロン連絡会を開催し情報交換を行います。
- ②地区社協主催の交流事業を開催します。
- ③お出かけサロン事業を開催します。

(2) 専門相談事業の開催

①法律や年金・心配ごと相談などの相談事業を開催します。

(3) ボランティアセンター

①ボランティアセンターにて、ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と情報発信をするため、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」を3つの柱としてセンターづくりを行っていきます。

(4) 行政主催事業の開催

①健康教室や介護予防研修など保健福祉に関する事業を支援します。

(5) 福祉関係団体事業所・NPO・地域組織の交流拠点

①福祉関係機関・団体、地域福祉活動を行う団体などの研修会、交流会、各種事業に交流センターを利用頂きます。

6. ボランティア活動の推進

【取組内容】

(1) 登録斡旋事業の推進

①ボランティアセンターの充実

ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と情報発信をするため、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」を3つの柱としてセンターづくりを行っていきます。

②ボランティアコーディネート

ボランティア活動(個人・グループ)に関する様々な相談への対応や情報提供を行い、活動をしやすい環境づくりを進めます。また、ボランティアと地域や福祉施設などが、連携した活動につながるよう支援を行います。

③社協登録ボランティア(個人・団体)と地域との連携

社協に登録しているボランティア(個人・団体)と地区社協活動やふれあいサロン活動との連携・協力が進むように、意見交換等を行います。

(2) 育成事業の推進

①夏休み体験学習

中高大学生等が夏休みを利用して、自発的な福祉活動を体験することにより、自分たちが住む地域社会の福祉活動や福祉の現状を理解していただき、ボランティア活動への積極的な参加を促進していきます。

②ボランティア協力校の活動支援

実践体験を通し、社会奉仕と豊かな心を育むように、各ボランティア協力校と個別の意見交換を行い、特色を生かした活動が出来るように支援を行います。

また、ボランティア協力校活動の場を利用し、高齢者や障がいなどの理解を深めていただくよう関係機関の協力を得て啓発の場を作ります。

特に、福祉体験学習を実施していただく場合には、事前事後学習を取り入れていただくように進めていきます。

(市内小中高のすべての学校指定 9校)

③講座の開催

学校や地域などで講座を行います。

○手話講座

○出前ボランティア育成講座

○災害ボランティアセンターに関する講座

○障がいに関する講座

○認知症に関する講座

(3) ふれあい出前講座

知恵や知識、技術をもつ市民の方々に講師として社協に登録いただき、地区での研修やふれあいいきいきサロンなどの講師として派遣を行います。

(講師登録状況は、別紙のとおり)

7. 機関・団体とのネットワークづくりの推進

【取組内容】

(1) 機関・団体とのネットワークづくりの推進

社会の急激な変化に伴って、福祉に対する課題や要望も年々多様化してまいりました。今後もますます変化していくであろうことをふまえれば、身近な地域での福祉課題を地域の様々な方々の横の連携をつくり、協力しあって課題解決に取り組むことが必要であると考えます。

またその一方で、地域で起こる市民だけでは解決できないさまざまな課題などについて、社協や行政、福祉施設・事業所・福祉関係団体等が、課題解決に向けたネットワークを構築することが必要です。津久見市社会福祉協議会では、関係機関による連絡会等を開催し、情報交換や意見交換を通じて、種別の違いを越えて協力・連携・協働を進めるための場づくりに取り組みます。

○津久見市福祉施設・事業所連絡会の開催(参加施設事業所20)

○津久見市ボランティア連協議会(参加団体)

○生活支援体制整備協議体への参加

○区長、民生委員児童委員、介護予防推進員との合同研修会の開催

○行政、社協、民生委員児童委員、子育て関係機関等との意見交換会

8. 在宅生活支援事業の推進

【取組内容】

(1) 県からの委託事業の推進

①日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がいまたは精神障がい者などで、かつ、親族などの援助が得られない方に対して、「福祉サービスの利用手続きやそれに伴う日常的な金銭管理など」を行い、在宅や施設・病院における日常生活の支援を行います。

②生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付制度は、他の貸付制度が利用できない所得の低い世帯、障がい者や高齢者世帯に対し、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

③成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及

成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を促進するために、わかりやすい講座を行います。

(2) 市からの委託事業の推進

①地域包括支援センター事業

地域における総合相談支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う機関として事業の充実に努めてまいります。(別紙事業計画にて説明)

②生活支援コーディネーター事業

③障がい者相談支援事業(サポートセンター竹とんぼ)

地域で生活する障がい者や介護者、家族などからの相談にお応えし、必要な情報を提供したり、サービスの利用援助や権利擁護のために必要な支援などを行うことにより、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようお手伝いします。また、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援などを行うことにより、相談支援の充実強化を図ります。

(別紙事業計画にて説明)

(3) 社協自主財源による在宅事業の推進

①福祉機器の貸出

高齢者や障がいのある方へ短期間の福祉機器(電動ベット・車イス・ポータブルトイレ等)の貸出を行います。

②訪問理美容事業

在宅で寝たきりなどの状態にある高齢者や障がい者に対して、理美容師を在宅に派遣し整髪を行います。(理美容師の出張料を社協が支払い、利用者は理美容の店内料金を理美容師に支払います。)

③ふれあい電話事業

ボランティアの方々により、ひとり暮らしの高齢者世帯へ、月2回電話による安否確認の声かけを行います。

9. ふれあい交流事業の推進

【取組内容】

(1) 障がい者交流事業の推進

①障がいのある方々の交流事業

日帰りバス旅行を通じて、障がい者の社会参加の促進、いろいろな方々との交流の場の提供、ニーズの把握などに努めてまいります。

②地域住民との交流事業（うばめ園・ちちんぷいぷいあけぼの）

知的障がいのある方と住民との花一杯運動やもちつき大会などの支援を行います。

(2) 関係機関・団体・当事者・家族等の主体的活動の支援

①関係機関・団体・当事者等の主体的な交流活動の支援や活動の紹介を行っていきます。

（例：県南福祉フォーラムの支援・認知症家族会の支援など）

(3) 世代間交流事業の推進

①ふれあいいきいきサロンやボランティア協力校の事業での児童・生徒との七夕づくりや軽スポーツなどを通じて世代間交流活動の支援を行います。

10. 災害に関する社協の役割

【取組内容】

(1) 災害時に助け合える地域づくり関すること（地区社協を中心とした活動等）

災害にも強い地域は、住民のつながりがあり、助け合いができる地域です。社協は、地域福祉を推進する団体であるため、災害にも強い地域づくりを含めた地域支援活動、福祉教育活動を行います。また、復旧・復興時にも、弱ってしまった地域社会のつながりの回復など、災害によって生まれた地域課題の解決に向けた住民の取り組みを地域福祉の立場から継続的に支援していきます。

○地区社協による小地域ネットワークの推進

(2) 避難行動要支援者に関すること

災害時要援護者支援対策モデル事業を行った地区の取り組みをマニュアル化し、行政が推進する地域防災計画に基づいた避難行動要支援者の把握及び支援体制づくりに、側面的な支援を行います。

○マニュアルの周知

(3) 災害ボランティアセンターの運営に関すること。

災害時の被災者支援、被災地の復旧・復興には、被災地内外からのボランティアによる救援活動が大きな力となります。社協は、災害ボランティアセンターを設置運営し、「被災者を支援したいボランティアのニーズ(思い)」と「支援を受けたい被災者のニーズ(困りごと)」の窓口となり、双方の思いを「調整し・つなぐ」役割があるため、センターの運営がスムーズに行くように準備を進めます。

- 災害ボランティアセンターの周知
- 災害ボランティアセンター立ち上げのために必要なネットワークづくり
(会議の開催)

- (4) 生活福祉資金の貸付に関すること(生活困窮被災者を支援する役割)
被災した市民の生活を立て直すため、生活困窮被災者に対する生活福祉資金の貸付の相談窓口となり、申請手続き事務を行う役割があるため、担当者以外の職員でも対応できるように致します。
- 生活福祉資金業務研修会への職員の派遣

11. 財源の確保

【取組内容】

- (1) 社協会費制度・共同募金運動の推進強化
- ①社協会費・共同募金の趣旨を住民の方々に理解していただくため、あらゆる機会を通じて周知を行います。
- (2) 補助事業や委託事業の検討
- ①自主財源が限られる中、補助事業や委託事業の検討を行います。

12. その他事業

【取組内容】

- (1) 啓蒙啓発活動の推進
- ①広報紙・ホームページ・フェイスブックによる広報活動
社協活動・地域福祉活動の周知、福祉情報の伝達及び住民の福祉意識の高揚を目的として広報紙「たちばな」の発行やホームページ・フェイスブックでの情報発信を行います。
 - ②市社会福祉大会の開催 … 表彰・講演等を行います。
 - ③共同募金運動の推進
地域福祉活動をはじめとする様々な事業・活動の財源として、県共同募金会と連携し共同募金運動を行います。
 - ④歳末助け合い募金活動の推進
歳末助け合い募金の一環として、街頭募金活動を行います。また平成29年度より、これまでの配分内容を大幅に見直し、個人への配分から事業での配分を進めてまいります。

⑤ベンチ設置事業

建築士会の協力により、地区集会所やバス停留所に手作りベンチの設置を行います。

(2) 福祉バスの運行 … 関係団体の研修などへ参加の送迎を行います。

(3) 関係団体への活動支援 … 次の団体等への活動助成を行います。

民生委員児童委員協議会、盛人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、遺族会
母子寡婦福祉会、子ども会育成連絡協議会、臼津保護司会津久見分区、更生保護
女性会、ボランティア連絡協議会・ボランティアグループ、ボランティア協力校
食生活推進協議会、地域女性団体連合会、ちちんぷいぷいあけぼの、うばめ園
社会を明るくする運動実施委員会、県南福祉フォーラム実行委員会（津久見市）

平成29年度津久見市地域包括支援センター社協事業計画

目的

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように、介護予防に限らずあらゆる問題に対して相談・支援に努め、さまざまなニーズに応える高齢者福祉の「ワン・ストップサービスの拠点」となる総合相談窓口としての活動を継続していきます。今年度は平成30年からスタートする第7期介護保険計画へむけ、自立に向けた継続的な支援と、社会福祉協議会が取り組んでいる地域での見守り支えあいの仕組みを元に民生委員や他機関との連携の充実を行っていきます。

事業内容

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が、住み慣れた地域で安心して過ごせるように、自ら介護が必要な状態となることを予防するための健康保持増進、介護が必要になった場合においても適切な介護サービス利用して自分でできることを一緒に考え、自立した生活ができるような計画づくりを行います。

① 指定介護予防支援事業（介護予防給付ケアプラン作成）

生活上のさまざまな問題をかかえた要支援1、2の予防認定者に介護予防サービスのみに限らず、ご近所同士の声かけ、見守りのネットワークをはじめとする「地区社協」の取り組み等を活かしたケアプランを作成し、6か月ごとに評価を行うことで、自立に向けた支援計画づくりを支援します。

＊包括支援センター社協の支援計画について

- ・担当利用者ごとの計画、評価
- ・民生委員との情報共有と連携

＊委託先の支援計画について

- ・自立支援へ向けての予防計画の確認、助言
- ・評価の管理、確認と意見の記入



(2) 総合相談支援業務

高齢者が地域の中で安心して生活ができるように、高齢者の抱える様々な問題を地域の特性を十分に理解したうえで、適切なサービス利用につなげていきます。また、気軽に相談できる窓口であることを、住民の皆さんに周知していきます。

① 24時間対応の相談窓口

- ・24時間365日きめ細やかな対応

- ・夜間休日は転送電話で対応

② 地域包括支援センター社協のPR活動

- ・社協広報紙「たちばな」（年4回発行）や市報へ活動を掲載
- ・社協ホームページやフェイスブックに活動を掲載。
- ・いきいきサロンの出前講座や認知症サポーター養成講座の活用

③ 地域における社会資源の掘り起こしと活用

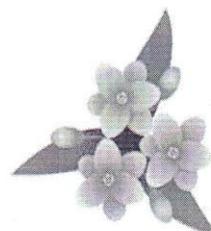
- ・地域ケア会議への取り組み
- ・サロン活動の支援者の掘り起こし

（3）高齢者の権利擁護

住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、権利侵害の予防や対応を専門的、継続的な視点から支援を行います。

① 高齢者虐待の防止

- ・市との協働（市町村の権限の行使は委託不可な為）
- ・地域のネットワークの活用
- ・関係機関との連携
- ・高齢者虐待防止の啓発および予防



② 消費者被害の防止

- ・市役所担当者や警察署、消費者センターと情報交換や連携
- ・広報紙を通して地域住民へ広報
- ・民生委員、盛人クラブ、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供

③ 成年後見制度の活用促進

- ・制度を広く普及させるための広報活動
- ・相談者に対して制度の説明や親族申し立ての支援
- ・適切な制度の活用を支援
- ・日常生活自立支援事業との連携

（4）包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を維持するために、高齢者自身の努力とともに、高齢者の課題に合った地域におけるさまざまな社会資源の活用で支援していけるよう、介護支援専門員、主治医、関係機関の連携や介護支援専門員に対する支援を行っていきます。

① 地域ケア会議への取り組み

市役所長寿支援課と協力し、理学・作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士の3職種の専門的なアドバイスを受け、市内のサービス事業所との連携、協力のもと要支援者高齢者がより自立に向かうよう、自立支援型のプランの作成を行います。

- ・ 隔週開催・・・木曜日の午後1時30分から
- ・ 課題の整理と共有

② 地域包括ケア会議の開催

各事業所、施設より委員を選出、居宅・訪問・通所・施設の4部会にアドバイザーを加え構成し、事例検討や年間のテーマにそって活動をおこなっていきます。

また、在宅医療介護連携推進事業との連携を津久見市の方針に沿って行います。

- ・ 全体会、代表者会議、部会の開催
- ・ 研修会の開催

③ ケアマネジャーへの支援

＊ 地域包括ケース担当者会議

- ・ ケースカンファレンスを2か月に1回開催
- ・ 各関係機関との連携や情報交換の場を提供
- ・ 地域ケア会議への事例提出への支援

＊ 介護支援専門員連絡会への支援

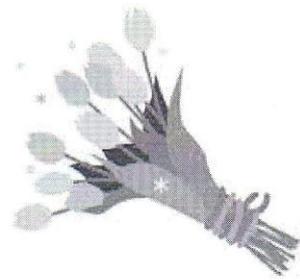
- ・ 研修会の開催
- ・ 講師幹旋等の支援
- ・ 地域の介護支援専門員の資質の向上に関する支援

＊ 介護支援専門員と地域のネットワーク

- ・ 各事業所間の連携
- ・ 民生委員児童委員協議会や市内医師会等との関係づくり

＊ 困難ケースへの同行訪問、支援

- ・ 困難事例に関して同行、見守り対応等の支援



(5) 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療連携拠点体制整備事業への取り組み

- ＊ 実施主体である津久見市（長寿支援課）と連携して事業を進める
- ＊ 退院調整により、在宅への支援
- ＊ 情報共有の為に「連絡ノート」の活用

(6) 認知症についての取り組み

平成28年度より委託を受けている認知症地域支援事業で配置された認知症地域支援推進員の活動により、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組みを行います。



① 普及啓発活動

認知症に関する正しい理解の促進と支援

＊認知症サポーター養成講座の開催

- ・認知症について正しい理解を普及
- ・地域の団体、各種団体、市内企業、学校関係等へ開催のはたらきかけ

② 相談支援事業

- ・高齢者やその家族へ、適切な助言など必要な支援
- ・認知症初期集中支援チームとの連携

＊認知症家族への支援

- ・ハートの会（介護者のつどい）の運営、支援。
- ・専門医や認知症疾患医療センターの紹介
- ・市内医療機関との連携
- ・認知症の理解や介護方法の指導



③ 連携とネットワーク

- ・医療機関、介護サービス事業所や地域との連携
- ・津久見市認知症地域支援ネットワーク推進会議との連携
- ・津久見市緊急見守りネットワークの運用

④ 認知症カフェの開催

認知症の人と家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図っていきます。

- ・生活支援コーディネーターとの連携

2 介護予防・日常生活支援総合事業

生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対して、介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護が必要な状況になっても、その状態を維持、改善して悪化させないようにすることで、住み慣れた地域で、活動的で生きがいのある生活ができるような支援を目指します。また、介護予防の意義や知識をサロン活動を通じて広め、介護予防にかかわる人材の育成にも取り組んでいきます。地域のみなさんのふれあい、交流の場を活性化することで、見守り声かけのネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりへとつなげていきます。

① 地域介護予防活動支援事業

ふれあいいきいきサロンのコーディネートを通じて地域ごとのニーズの把握や地域の実情に応じた介護予防を行っていきます。

- ・各サロン間や様々な団体との交流サロンの開催

- ・ふれあいいきいきサロンの連絡会の開催
- ・出前サロン
- ・お出かけサロン
- ・市民ふれあい交流センターを活用した誰でもが集まれる交流の場づくり
- ・未開催地区への開催支援
- ・サロン事業の支援者の掘り起こし

② 介護予防・日常生活支援総合事業

元気な時から切れ目のない介護予防を継続し、多様で効果的なメニューを活用して、自立へむけて支援を行っていきます。

- ・通所型C（しゃんしゃん教室）の普及と利用の促進。
- ・生活支援コーディネーターと連携して地域資源の活用と発掘
- ・市民への周知の為の広報活動

3 その他

災害時に地域包括支援センター社協が介護計画の支援をおこなっている利用者さんに対して支援がおこなえる体制づくりを行っていきます。

① 災害時必要となる情報の整備

- ・利用者ごとの避難場所、経路、方法の確認
- ・医療依存度や独居の認知症、障がいの有無
- ・電源を必要とする器具や機器の使用と停電時の対応
- ・関係機関との連携



② 地域の防災状況の確認・把握

参 考

地域ケア会議

幅広い地域の多職種の視点により、それぞれの専門性に基づくアセスメントやケア方針の検討をおこなう。この検討を通じて自立支援に向かうケアマネジメントの実践力を高め、地域包括ケアシステムの実現につながることを目的とした会議。

地域包括ケア会議

市内介護サービス提供事業所、医療、行政の代表者で構成され、事業所間の交流や、高齢者の介護サービス及び介護予防、生活支援等の介護サービスの調整、地域ケアの総合調整並びに、資源の掘り起こし等を目的とした会議。

平成29年度サポートセンター竹とんぼ事業計画

《年度目標》

平成28年度には障害者差別解消法が施行、津久見市でも手話言語条例が制定される等、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現に向けて、法律や環境の整備が進められています。

サポートセンター竹とんぼとしても、障害福祉サービス等利用計画の作成やサービス利用の調整、モニタリング（評価）を行う機会等を通じて、障がいのある方々のニーズや実態の把握に努めます。また、障がいの程度に関わらず、自らの生活を自らの意思で選択し築いていけるよう、本人の意思を尊重した自己決定支援を常に心がけ、それぞれが抱える課題の解決やそのために必要なサービス利用が適切に行われ、安心して自立した生活が送れるよう支援します。

また、地域の方々に障がいを正しく理解してもらうための啓発活動や、障がいのある方及びその家族と地域とのつながりづくりを、引き続き行っていきます。

重複障がいや難病、困難ケースなど、より高い専門性が求められる相談については、関係機関や専門相談窓口との連携を強化し、総合的な支援ができるよう資質の向上に努め、相談支援の充実を図っていきます。

《事業内容》

① 障害者相談支援事業（3 障がい及び難病に対応した一般的な相談支援）

地域で生活する障がいのある方や介護者、家族等からの相談にお応えして、必要な情報を提供し、サービス利用援助や権利擁護のために必要な支援などを行うことによって、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようお手伝いします。（24時間電話相談対応）

（主な内容）

○福祉サービス利用援助（情報提供、相談等）

○社会資源を活用するための支援（情報提供、調整等）

○社会生活力を高めるための支援

- ・自立した生活を送るために必要な生活技術（人間関係の形成、公共交通機関の利用、健康管理、金銭管理、家事など）を身につけるための支援

○ピアカウンセリングに関する支援（情報提供、調整等）

○権利擁護のための必要な援助

- ・福祉サービスの利用や利用料の支払い支援
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の紹介
- ・相談の立ち会い
- ・虐待等権利侵害の防止に関すること 等

○専門機関の紹介

- ・ニーズに応じ、考えられる各種専門機関の紹介を行い、必要な手続き（各種手帳取得、年金手続、入院・入所、相続など）の支援

② 市町村相談支援機能強化事業

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援等を行うことにより、相談支援の充実強化を図ります。

- ・専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ・地域自立支援協議会を構成する方々への専門的な助言・提案等

③ 住宅入居等支援事業

障がい者が地域で賃貸契約を必要とする住宅等に入居する際、不動産業者等に物件の斡旋依頼をしたり、家主等との入居契約について支援を行います。また、利用者の生活上の課題に対し、緊急な対応が必要な相談支援や関係機関との連絡調整等を行います。

④ 障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援、障害児相談支援）

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

○サービス支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）

- ・支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成します。
- ・支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整・連絡会議、サービス等利用計画の作成を行います。

○サービス支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ・モニタリングによるサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

⑤ 地域相談支援

施設や病院に入所・入院をされている障がいのある方の退所・退院ならびに保護施設や矯正施設から地域移行される方への支援を行います。

○地域移行支援

- ・施設や病院、保護施設等に入所・入院をされている障がいのある方が、退所・退院し地域生活に移行するための相談等を行います。

○地域定着支援

- ・退所・退院後の地域生活を継続するにあたり、常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要な障害のある方への相談を行います。

⑥ 障がい者虐待防止対策事業

「津久見市障害者虐待防止センター（福祉事務所）」と連携し、障がいの特性や各種支援制度、障がい者虐待防止について、地域住民や協力関係団体に対して、理解を深めるための普及啓発に努めます。

⑦ その他の取り組み

- 各種研修会への参加
 - ・専門研修、フォローアップ研修、県南ブロック研修 等
- “サポートセンター竹とんぼ”を地域の方々に知っていただく活動
 - ・広報紙たちばなの活用
 - ・地域の集会等でのPR
- 障がい者理解のための啓発活動
ボランティア協力校や地区社協等において、障がい者に対する正しい理解を深めるための福祉講座等を行っていきます。
- 障がい者やその家族と地域のつながりづくり
お守りキットへの登録を推進するとともに、地区社協や民生児童委員等との関係づくりをすすめていきます。
- 障がい者の就労支援
障がい者支援の制度の枠組みから外れている方の把握や相談を行い、就労関係機関等との連絡調整や情報提供に努めていきます。
- 災害発生時の体制整備
災害発生が予測される場合の情報提供や、災害発生時における安否確認及び迅速な課題把握のための連絡網や支援体制の整備を行います。
- 各種協議会や委員会等への参加協力
市自立支援協議会各部会、幼稚園保育園巡回訪問、県障害者相談支援事業推進協議会、就学支援委員会、障害支援区分判定審査会 等
- 自立支援協議会の活性化
福祉事務所と協力し、自立支援協議会の円滑な開催・運営を行います。
- 市内の相談支援事業所（とよみ園）との協働
地域移行支援・地域定着支援や困難ケース等について、実務に即した情報交換や課題の共有を行い、相談支援体制の充実や強化に努めます。
- 障がい福祉サービス事業所との連携
市内の障がい者福祉サービス事業所で行われる、個別支援会議、勉強会、研修等に積極的に参加します。
- ライフステージに応じた障がい児支援
保護者との関係を築き、子どもの成長に応じた、一貫性・継続性のある支援が提供できるよう努めます。